

令和4年度第1回生駒市建築審査会会議録

1. 日時：令和5年2月21日（火曜日）

午前10時00分から午前11時00分まで

2. 場所：生駒市役所 4階 403・404会議室

3. 出席者

（1）委員：西村委員、藤村委員、池尻委員、前田委員、宮地委員

（2）事務局：都市整備部長、建築課長、建築課課長補佐、建築課主幹、建築課係長、
建築課係員（2名）

4. 欠席者：なし

5. 傍聴者：なし

6. 議題

1. 議案第R4-1号「会長及び職務代理者の選出について」

2. 議案第R4-2号「建築基準法第43条第2項第2号の取扱いにおいて、建築審査会一括同意基準に該当し、許可処分としたものの報告について」（1件）

3. 議案第R4-3号「建築基準法第43条第2項第2号の許可について」（1件）

7. 決定事項

1. 会長は西村委員、職務代理者は藤村委員と決定。

2. 議案第R4-2号について了承。

3. 議案第R4-3号について同意。

8. 議事の経過

新型コロナウイルス感染拡大予防対策のため、マスクの着用、アルコール消毒、体温の検温等のご協力のお礼。

令和4年度第1回生駒市建築審査会を開会。事務局より生駒市建築審査会の会議公開の取扱い要領に基づき各委員に意見を求めた結果、公開とする旨の報告あり。

委員紹介後、新任委員2名からの挨拶あり。その後、都市整備部長の挨拶が行われ、事務局の紹介が行われる。

事務局から委員5名の出席があり、生駒市建築審査会条例第5条第2項の規定に基づき審査会が成立する旨の報告あり。

議事録の署名委員として前田委員、宮地委員にお願いすることになった。

・議案第R4-1号「会長及び職務代理者の選出について」

事務局 建築基準法（以下「法」という。）第81条の規定により、会長は委員の互選になっている旨の説明の後、委員の意見を求める発言あり。

委員 西村委員を推薦する旨の発言あり。

全委員 異議なしの発声あり。

事務局 異議なしであるので、西村委員を会長に選出することに決定した旨の説明あり。

続いて、西村会長の会長就任の挨拶あり。

事務局 職務代理者の選出についても会長同様、委員の互選である旨の説明の後、委員の意見を求める発言あり。

委員 会長一任の旨の発言あり。

事務局 会長に一任してもよいかとの意見を求める発言あり。

全委員 異議なしの発言あり。

事務局 異議なしであるので、西村会長に職務代理者の選出を願う発言あり。

会長 職務代理者は、藤村委員にとの発言あり。

全委員 異議なしの発声あり。

事務局 異議なしであるので、藤村委員を職務代理者に選出することに決定した旨の説明あり。

事務局より以後の議事進行について、会長に願う旨の発言あり。

・議案第R4-2号「建築基準法第43条第2項第2号の取扱いにおいて、建築審査会一括同意基準に該当し、許可処分としたものの報告について」（1件）

会長 このことについて事務局に説明を求める発言あり。

—事務局より議案第R4-2号説明—

会 長 委員の意見・質問を求める発言あり。

委 員 河川占用部分と通り抜け通路部分の境界はどこか。

事務局 河川の護岸部分である旨の説明あり。

会 長 他に意見・質問がないことを確認あり。

・議案第R 4－3号「建築基準法第43条第2項第2号の許可について」（1件）

会 長 このことについて事務局に説明を求める発言あり。

—事務局より議案第R 4－3号説明—

会 長 委員の意見・質問を求める発言あり。

委 員 昨年度許可した建築物の変更により、再度許可になった建築物の変更理由を求める発言あり。

事務局 現地の地盤レベルの再測量を行い、建築計画を精査した結果、変更となった旨の説明あり。

委 員 通路部分の所有者の承諾又は同意を再度求めたのか。

事務局 通路部分の形状及び利用形体に変更がなく、前回許可時から所有者の変更がなかった為、同意を求めることはしていない旨の説明あり。

会 長 他に意見・質問がないことを確認あり。

・その他

会 長 その他意見がないことを確認あり。

・閉会

会 長 その他意見がないことを確認後、令和4年度第1回生駒市建築審査会を終了する旨の発言あり。

以上